

後期高齢者医療制度のお知らせ

◇新しい「被保険者証（桜色）」について

- 7月中旬頃 特定記録で郵送されます。
新しい被保険者証（有効期限：令和4年7月31日まで）は、届いた日からお使いになれます。
- 8月1日以降 現在の被保険者証は使用できなくなりますので、細かく裁断して廃棄してください。

◇「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

被保険者世帯で、世帯員全員が住民税非課税の場合、申請により認定を受けることができます。

- 入院時、医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も軽減されます。
- 高額な外来診療を受けた時も同様に、自己負担限度額までの負担となります。

◇「限度額適用認定証」について

現役並み所得者で、住民税課税所得が145万円から690万円未満の方は、申請により認定を受けることができます。

- 医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

◇令和3年度保険料額決定通知書について

保険料額決定通知書は、7月中旬にお送りします。

- 所得の低い方への軽減措置に変更があります。
- 令和3年度から所得要件が見直されています。
- 保険料限度額は、どんなに所得が高い方でも年64万円になります。

詳しくは、被保険者証に同封されるパンフレットをご覧ください。

お問合せ 住民課国保年金係 ☎66-3405（直通）

国民年金保険料免除申請のお知らせ

国民年金保険料の免除申請は7月がスタートです！

令和3年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書は令和3年7月から申請ができます。

下記のいずれかに該当する方で令和3年度免除申請を希望する方は、早めのお手続きをお願いします。

- ① 所得の減少や失業等の理由により保険料の納付が困難な方
- ② 昨年度（令和2年7月～令和3年6月）の免除申請が承認された方で、一部免除の方、退職等の特例（失業特例）により免除の承認を受けている方。昨年度免除の継続審査を希望していない方
- ③ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がり、保険料の免除を希望する方（申請書とは別に所得の申立書が必要となります）

※ 学生納付特例は、4月（または20歳の誕生日前日）～翌年3月が免除の対象期間となり年度ごとに申請が必要です。希望をされる方は、早めのお手続きをお願いします。

国民年金保険料を未納のままにするとどうなるの？

将来の年金だけでなく障害、死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。免除を希望される方は早めのお手続きをお願いします。なお、免除申請手続き後、日本年金機構において審査を行い、審査結果を通知します。

申請をするにはどうしたらいいの？

年金事務所窓口、市町村役場窓口、日本年金機構ホームページから申請書をダウンロードして郵送のいずれかで行うことが可能です。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での申請をぜひご利用ください。

★日本年金機構ホームページ★

<https://www.nenkin.go.jp>

または日本年金機構で検索

★ お問合せ ★

◇ねんきん加入者ダイヤル：☎ 0570-003-004

◇竜王年金事務所：☎ 055-278-1104

または、南部町役場

◇住民課 本庁舎：☎ 66-3405（直通）

◇住民課 分庁舎：☎ 64-4834（直通）

マイナンバーカードの受け取りについて

スマートフォン等でマイナンバーカードの申請をされた方へお知らせいたします。



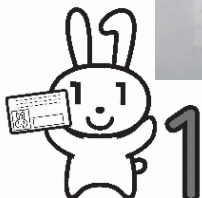
マイナンバーカードの受け取りの流れ

- ① マイナンバーカードの交付の準備が整い次第、**交付通知書（はがき）**を郵送します。
- ② **交付通知書（はがき）**が届きましたら、目隠しシールをはがして、交付場所や受け取りに必要な持ち物を確認、持参のうえ、窓口へお越しください。
※分庁舎で受け取りたい場合には、事前に本庁舎住民課（66-3405）へ連絡をお願いします。
※原則、本人の来庁受け取りとなります。病気や身体の障害などのやむを得ない理由により本人の来庁が困難な場合は代理人に依頼することができます。
※新型コロナウイルス等の影響により、来庁できない場合は、ご相談下さい。

注意事項

- ・ 交付通知書（はがき）は、転送不要で送付しています。
- ・ 一定期間を経過しても受け取りをされなかった場合には、カードが廃棄される場合もあります。
- ・ 廃棄処分となった後に取得を希望する場合は、改めて申請が必要です。
再交付手数料1,000円がかかります。

<交付通知書（はがき）の見本>



お問い合わせ 本庁舎住民課 : ☎ 66-3405 (直通)

教育委員会(学校教育課・生涯学習課)

8月23日(月)から 南部分庁舎1階で業務を行います

南部分庁舎2階の改修工事を、9月以降行うことになっています。改修工事を行うにあたり、教育委員会は分庁舎2階から1階へ移転します。分庁舎の改修工事の詳細につきましては現在設計を行っている段階ですので、詳細が決まりましたら改めてお知らせさせていただきます。

令和3年度「夏の交通事故防止県民運動」実施について

期間 7月21日(水)～8月20日(金)までの31日間

～重点目標～

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 3 二輪車の交通事故防止
- 4 自転車の安全適正利用の推進

児童、生徒等の夏休みと夏の行楽シーズンが重なり交通事故が発生しやすくなる夏季において、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的として夏の交通安全事故防止県民運動が実施されます。暑さにより注意力が散漫になり、事故につながる可能性があります。体調を整え無理な運転は控えましょう。

全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間

年間交通安全
スローガン

守るのは マナーと家族と 君の明日

重点期間

7月1日(木)～8月31日(火)までの2か月間

7・8月の2か月間を重点期間とし、「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動」を実施しています。令和2年度県内一般道における運転席・助手席のシートベルト着用率は99.0%と高い水準にありますが、後部座席のシートベルト着用率は、38.7%と依然として低い状況となっています。

また、チャイルドシートの着用率は、全国平均(70.5%)を上回っているものの77.0%と、自動車の乗車中における乳幼児の安全性が危惧されます。

(令和元年度) ※令和2年度は新型コロナ感染防止の観点から調査中止

シートベルト・チャイルドシートの着用は交通事故発生に際して、被害の軽減の高い効果があります。全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用を徹底しましょう！